

労働保険特別会計

労働保険特別会計

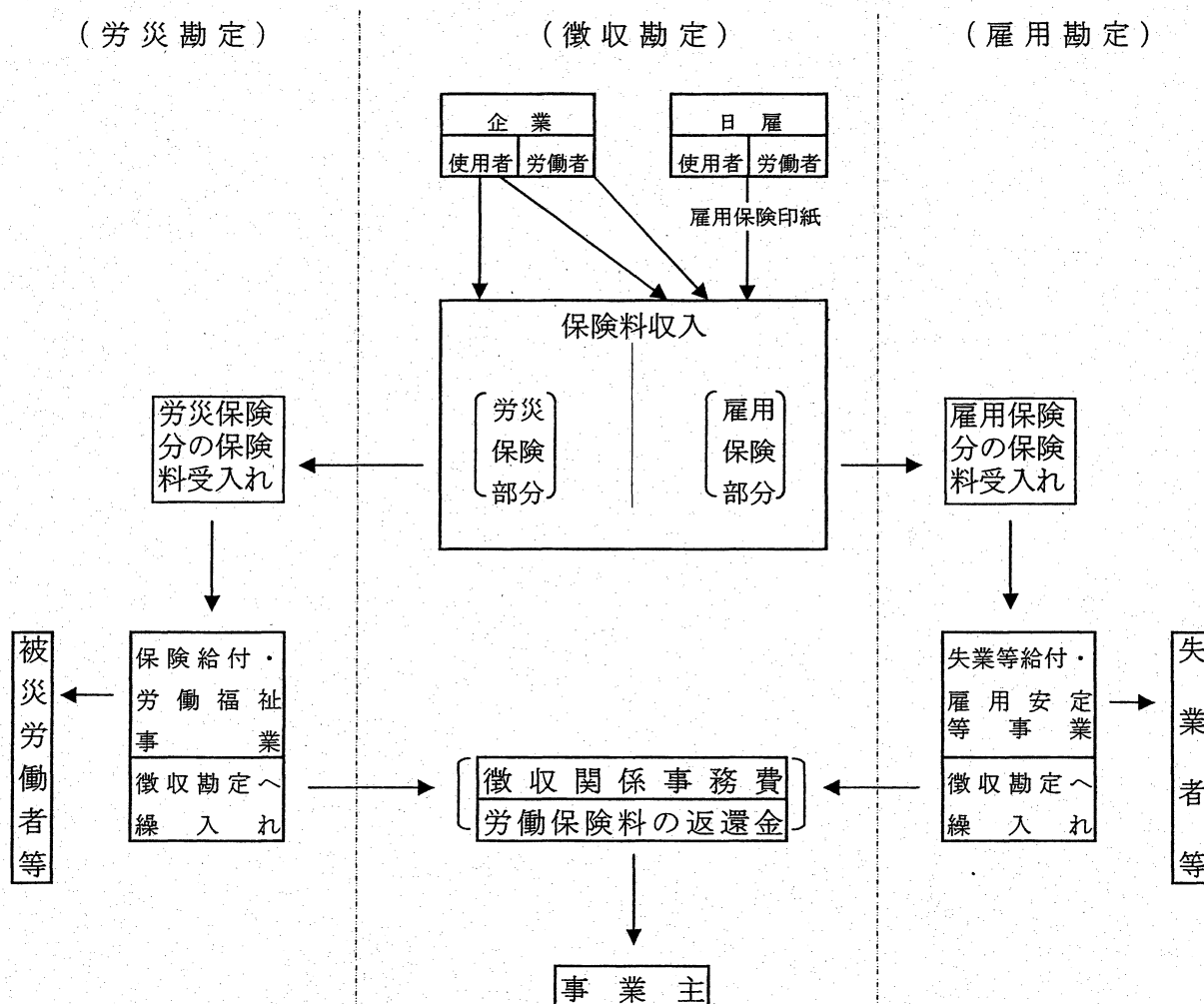
概要

労働保険特別会計は、労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）に基づき、労働者災害補償保険事業（以下「労災保険事業」という。）及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されている。

本会計の勘定は、労災保険事業を経理する労災勘定、雇用保険事業を経理する雇用勘定及び労働保険料の徴収に係る業務を経理する徴収勘定の3勘定に区分されている。

労災保険及び雇用保険に係る保険料は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）に基づく労働保険料として一括徴収されており、それぞれ労災保険率及び雇用保険率が定められている。徴収勘定の歳入に計上された労働保険料のうち、労災保険率及び雇用保険率に相当する部分の額は、徴収勘定からそれぞれ労災勘定及び雇用勘定の歳入として繰り入れられている。

労働保険特別会計のしくみ



労働保険特別会計労災勘定の業務等の概要

1 設置目的

労災保険は労働者の業務災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

これに要する費用は、原則として事業主の負担する保険料によってまかなわれ、労働保険特別会計労災勘定によって経理されている。

なお、労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている（労働基準法第84条）。

2 適用

労働者を使用する全ての事業に適用される（国家公務員、地方公務員（現業の非常勤職員を除く。）及び船員は適用除外）。

ただし、農林水産業の事業の一部は、暫定的に任意適用事業となっている。

3 保険給付（別紙参照）

4 労働福祉事業

適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため行われ、次の4つの事業が実施されている。

(1) 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

イ 特定疾病アフターケアの実施

ロ 義肢等の支給 等

(2) 被災労働者及び遺族の援護を図るために必要な事業

イ 労災就学等援護費の支給

ロ 労災特別介護施設の運営 等

(3) 労働者の安全及び衛生の確保を図るために必要な事業

イ アスベスト等の危険有害な特定化学物質対策

ロ 過重労働・メンタルヘルス対策 等

(4) 適正な労働条件の確保を図るために必要な事業

未払賃金の立替払事業等

5 特別加入

労働者以外の者でも業務の実態、災害の発生状況などからみて、労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者に対し、特別の手續により加入を認め、その業務災害及び通勤災害について保護が与えられている。保険給付の内容は、労働者の場合とほぼ同じである。

6 費用の負担

- (1) 労災保険の事業に要する費用の大半は、使用者が負担する労災保険料によってまかなわれている。
- (2) 保険料の額は、賃金総額に保険料率（事業の種類毎に、災害率に応じて、5/1000～129/1000）を乗じて算定される。
- (3) 個々の事業主の負担の具体的公平を図るとともに、その自主的な災害防止努力を促進するため、個々の事業ごとに収支率（保険料額に対する保険給付額と特別支給金額の合計の割合）をみて、業務災害に係る保険料率の40%（建設事業等の有期事業については35%）の範囲内で保険料率又は保険料額が増減される（メリット制）。